

## 総合医療特約等への変更に関する特約 目次

第1条 用語の意義	第4条 主契約が5年ごと利差配当付定期保険等の場合の特則
第2条 新特約への変更	第5条 主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則
第3条 旧特約への復旧	

## 総合医療特約等への変更に関する特約

### 第1条 (用語の意義)

この特約において「旧特約」および「新特約」の意義は、次のとおりとします。

1. 旧特約  
すでに主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加されている、変更前の特約をいいます。
2. 新特約  
旧特約を変更して主契約に付加する特約をいい、旧特約に応じて次表に定めるところによります。

新特約	旧特約
イ. 総合医療特約	災害入院特約(01)、新災害入院特約(87)、災害入院特約、疾病医療特約(01)、新疾病医療特約(87)、疾病医療特約、手術給付金付疾病入院保障特約または入院初期給付特約
ロ. 成人病入院特約(09)	成人病医療特約(01)、新成人病医療特約(87)、成人病医療特約または成人病特約
ハ. 女性疾病入院特約(09)	女性疾病医療特約(01)または女性疾病医療特約
ニ. がん入院特約(09)	前ロおよびハに定める旧特約
ホ. 入院保障充実特約(09)	入院保障充実特約、入院治療重点保障特約、通院特約(04)または通院特約
ヘ. こども総合医療特約	こども災害入院特約(01)、新こども災害入院特約(87)、こども疾病医療特約(01)または新こども疾病医療特約(87)
ト. こども入院保障充実特約(09)	こども入院保障充実特約、こども入院治療重点保障特約、こども通院特約(04)またはこども通院特約

### 第2条 (新特約への変更)

- ① この特約は、旧特約を新特約に変更する場合に、新特約に付加して締結します。
- ② 会社は、新特約への変更を承諾した場合には、次のいずれか遅い時から新特約における責任を負います。
  1. 第1回保険料および会社の定める金額を受け取った時
  2. 告知が行われた時
- ③ 新特約の責任開始の日を「変更日」とします。
- ④ 第2項にかかわらず、主契約の契約日の年単位の応当日に新特約へ変更する場合には、会社は、その日が到来した時から新特約における責任を負います。この場合、新特約の保険料は次に定めるところにより払い込んでください。
  1. 変更日が主契約の保険料払込期間中の場合  
変更日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料とともに払い込んでください。
  2. 変更日が主契約の保険料払込期間満了後または主契約の保険料が一時払いの場合  
第2回以後の保険料とともに会社の取扱範囲内で前納してください。
- ⑤ 変更後の新特約については、次に定めるところによります。
  1. 給付日額等  
新特約の給付日額または給付金額は、次に定める金額とします。
    - イ. 新特約が総合医療特約またはこども総合医療特約の場合  
給付日額がもっとも小さい旧特約の給付日額の同額以下とします。
    - ロ. 新特約が成人病入院特約(09)、女性疾病入院特約(09)またはがん入院特約(09)の場合
      - (1) 成人病入院特約(09)または女性疾病入院特約(09)への変更の場合  
旧特約の給付日額の同額以下とします。
      - (2) がん入院特約(09)への変更の場合

- 旧特約の給付日額<sup>[1]</sup>の合計額の同額以下とします。
- (3) 前(1)および前(2)の変更を同時に行う場合  
次のいずれも満たす金額とします。
- a. 成人病入院特約(09)および女性疾病入院特約(09)の給付日額がそれぞれ旧特約の給付日額の同額以下であること
- b. 新特約の給付日額の合計額が旧特約の給付日額<sup>[1]</sup>の合計額の同額以下であること
- ハ. 新特約が入院保障充実特約(09)またはこども入院保障充実特約(09)の場合  
旧特約の次の金額の合計額の同額以下とします。ただし、次の金額の合計額が会社の定める金額をこえるときは、会社の定める金額以下とします。
- (1) 入院保障充実特約またはこども入院保障充実特約の入院保障充実給付金額
- (2) 入院治療重点保障特約またはこども入院治療重点保障特約の基本給付金額の4倍相当額
- (3) 通院特約(04)もしくは通院特約またはこども通院特約(04)もしくはこども通院特約の通院給付日額の10倍相当額
2. 変更日前の原因による特約給付金の支払い等の取扱い  
被保険者が新特約の責任開始期以後に特約給付金の支払いまたは特約保険料の払込免除に該当し、その原因が新特約の責任開始期前に発生していたときでも、その原因が旧特約の責任開始期以後に発生したものであれば、新特約の特約給付金の支払いまたは特約保険料の払込免除を行います。<sup>[2][3]</sup>
3. 社員配当金  
新特約の定めにより主契約の普通保険約款を準用するときは、「契約日」を「変更日」と読み替えます。
4. 適用する特約および保険料率  
変更日における特約および保険料率を適用します。
- ⑥ 会社が新特約への変更の申込みを承諾したときは、旧特約は新特約の責任開始と同時に消滅します。この場合、旧特約に解約返戻金があるときは、その解約返戻金を保険契約者に支払います。
- ⑦ 旧特約において告知義務違反による解除の理由があるときは、会社は旧特約の規定に準じて新特約の解除または給付日額もしくは給付金額の減額を行うことができます。
- ⑧ 新特約については、この特約に定めがある事項を除いて新特約の定めを適用します。

### 第3条 (旧特約への復旧)

- ① 新特約への変更の際の告知義務違反により新特約が解除される場合、会社の指定する日までに保険契約者から申出があったときには、変更がなかったものとして新特約を旧特約に復旧させるものとします。
- ② 前項の場合、次の第1号の金額から第2号の金額を差し引くものとし、その結果余りがあるときは、保険契約者に払いもどします。ただし、旧特約において給付金の支払理由が生じているときは、新特約の給付金の受取人に支払います。
1. 新特約について払い込まれた保険料の合計額
2. 変更の際に会社が保険契約者に払いもどした旧特約の解約返戻金相当額および変更時から復旧時までの期間中に払込期月の契約日の応当日の到来した旧特約の保険料の合計額
- ③ 前項第1号の金額が前項第2号の金額に不足するときは、次のとおり取り扱います。
1. 保険契約者は、会社の指定する日までにその不足額を払い込んでください。払込みのないときは、旧特約への復旧の取扱いを行いません。
2. 前号にかかわらず、旧特約において給付金の支払理由が生じているときは、給付金から不足額を差し引きます。ただし、支払金額がその不足額になお不足するときは、前号に定めるところにより取り扱います。
- ④ 第1項により復旧した旧特約の給付金の受取人と新特約の最終の給付金の受取人が異なるときは、旧特約の給付金の受取人は新特約の最終の受取人に変更されたものとします。

### 第4条 (主契約が5年ごと利差配当付定期保険等の場合の特則)

新特約が5年ごと利差配当付定期保険、5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険(98)または定期保険に付加されているときは、第2条(新特約への変更)第4項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。



#### 第2条補則

- [1] 旧特約の成人病医療特約(01)の給付の型がⅡ型の場合、旧特約の成人病医療特約(01)については給付日額の2倍相当額とします。
- [2] この場合、新特約の責任開始期前に開始した入院が新特約の責任開始期以後も継続しているときは、新特約の責任開始日に入院を開始したものとみなして新特約の特約給付金を支払います。
- [3] 旧特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に新特約の特約給付金の支払いまたは特約保険料の払込免除に該当したときは、旧特約の責任開始期以後にその原因が発生したものとみなします。ただし、新特約の入院給付金の支払いについては、旧特約の責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始した場合に限ります。

- ④ 第2項にかかわらず、主契約の契約日の年単位の応当日に新特約へ変更する場合には、その日が到来した時から新特約における責任を負います。この場合、新特約の保険料は次に定めるところにより払い込んでください。
  - 1. 変更日が主契約の保険料払込期間中または主契約の更新日の場合  
変更日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料とともに払い込んでください。
  - 2. 変更日が主契約の保険料払込期間満了後または主契約の保険料が一時払いの場合  
第2回以後の保険料とともに会社の取扱範囲内で前納してください。

#### 第5条（主契約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険等の場合の特則）

新特約が最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険または最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険に付加されているときは、次に定めるところによります。

1. 第2条（新特約への変更）第4項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

- ④ 第2項にかかわらず、主契約の契約日の年単位の応当日に新特約へ変更する場合には、その日が到来した時から新特約における責任を負います。この場合、新特約の保険料は次に定めるところにより払い込んでください。
  - 1. 変更日が主契約の保険料払込期間中の場合  
変更日の属する払込期月に払い込まれるべき主契約の保険料とともに払い込んでください。ただし、主契約の保険料の払込みを停止しているときまたは特約充当保険料の積立金からの充当が行われているときは、旧特約の第2回以後の保険料と同様に払い込んでください。
  - 2. 変更日が主契約の保険料払込期間満了後の場合  
第2回以後の保険料とともに会社の取扱範囲内で前納してください。

2. 主契約に保障一括見直し特約または新保障一括見直し特約が付加されているときは、第2条（新特約への変更）、第3条（旧特約への復旧）および前号の適用に際しては、「契約日」を「保障一括見直し日」と読み替えます。